

高等学校における「通級による指導」に関する Q&A

Q1. なぜ、当分の間は「自校通級」を原則としているのですか？

A. 「通級による指導」を実施するためにA. は、「通級による指導を含む教育課程」や「校内委員会」等の準備が必要となります。このため、通級指導教室がない高等学校で指導を実施するための準備が整うまでに時間を要します。

Q3. 対象となる生徒はどのように決定しますか？

A. 中学校の情報を引き継いだ後、各学校のA. 判断で引継ぎを参考とした生徒及び保護者との面談や、生徒による自己評価を基にした実態把握など、個々の特性や教育的ニーズを踏まえ、組織的に決定していきます。

Q5. 単位の認定はどのようにしますか？

A. 1単位当たり35時間を標準とした指導A. 計画を作成して指導を行い、十分にその目標が達成できたと校長が判断した場合に単位の認定を行います。

Q7. 個別に教科学習を指導してもらえますか？

A. 「通級による指導」は単なる各教科のA. 遅れを補充する指導ではありません。ただし、学習面に困難さがあるなど、必要な場合は教科の内容を取り扱いながら指導を行うことがあります。

Q9. 時間設定において小・中学校と異なる点があるのはなぜですか？

A. 高等学校を卒業するためには、規定のA. 単位を取得しなければなりません。そのため、「通級による指導」に替えることができない必履修科目等があります。

Q2. どのような生徒が対象になりますか？

A. 学習上又は生活上の困難を有しているA. 生徒のうち、本人と保護者が希望する生徒で、校内委員会等で一部の教育課程を変更して、個別の指導の時間を設ける必要があると判断された生徒となります。

Q4. 誰が担当するのですか？

A. 担当者は、高等学校の教員となりまA. す。必要に応じて校外の専門家等によるサポートもあります。

Q6. 指導内容はどのように決定しますか？

A. 高等学校は社会に出る前の最後の教育A. 機関となることがあることから、将来の社会参加に向けたコミュニケーションスキルの向上など、本人の必要性や保護者の願いをもとに指導内容を決定していくことになります。

Q8. 事務的な手続きは必要ですか？

A. 「通級による指導」は、各学校からの申請により、県教育委員会が在籍校及び保護者へ決定通知を送付することとしています。詳細は、各拠点校へお問い合わせください。

Q10. 時間設定を行う際、どのような工夫を行っていますか？

A. 「通級による指導」に替えることができない必履修科目等は、特に1年次に集中しています。そこで、放課後等を利用して指導を行う方法がとられますが、指導を受けられる生徒数が限られます。よって、各高等学校では「通級による指導」と合わせて、丁寧な教育相談も行いながら、一人一人のニーズに応じた指導や支援を行う工夫を行っています。

生徒・保護者向け

高等学校における「通級による指導」



「通級による指導」とは

通常の学級に在籍する生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、一部、個々の特性や教育的ニーズに応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態のことです。

指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われるものであり、単なる各教科の遅れを補充するための指導とは異なります。

宮崎県における実施について

基本方針

本県が構築しているエリアサポート体制の各エリアに1校以上、合計7校以上で実施します。

実施形態

当分の間は、「自校通級（拠点校の教員が在籍する生徒を指導する）」による指導を原則とします。

対象生徒

入学後、校内委員会等で指導が必要であると判断された生徒となります。

【エリアサポート体制】



高等学校における「通級による指導」の趣旨

小・中学校で「通級による指導」を受ける児童生徒が増加しており、多くの生徒は高等学校へ進学しています。これまで、高等学校では、これらの生徒に対する指導や支援は、授業の範囲内での配慮や学校設定教科・科目の設定の工夫等で実践されており、特別の指導領域「自立活動」を設定して、個々の特性や教育的ニーズに応じた特別の指導（通級による指導）を実施することは、制度化されていませんでした。

このため、小・中学校等からの学びの連続性を確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、高等学校においても「通級による指導」が平成30年度に全国で制度化されました。

宮崎県教育委員会